

日吉津村農業委員会会長専決規程

令和7年農委告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、日吉津村農業委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の円滑な執行を図るため、委員会会長（以下「会長」という。）の専決事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「専決」とは、事案について、委員会に代わって最終的に意思を決定することをいう。

(会長専決事項)

第3条 委員会総会（以下「総会」という。）の議決を要する事務のうち、会長が専決できる事項（以下「専決事項」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の3第1項、第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出に係る受理又は不受理の決定並びに当該届出者に対する通知書の交付に関する事。
- (2) 農地法の規定による許可指令の取消し又は許可申請書の取下げ及び許可書又は受理通知書の訂正願の進達等に関する事。
- (3) 民事執行法（昭和54年法律第4号）又は国税等の滞納処分による農地等の売却等に係る買受適格証明に関する事。
- (4) 税制の特例を受けるために必要な証明書の発行に関する事。
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条の規定により、土地改良事業に参加する資格に係る申出等の承認、認定等に関する事。
- (6) 地目の変更登記に関する照会に対する調査結果の報告に関する事。
- (7) 農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第10条の規定による委託業務に関する事。
- (8) その他農地等に係る事実証明の発行に関する事。

(専決の制限)

第4条 会長は、前条第1号に規定する専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、同号の規定にかかわらず、専決することができない。

- (1) 届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合
- (2) 届出に係る農地等の転用に伴い、周辺農業者の農業上の土地利用に悪影響を及ぼす等により紛争が生じるおそれがある場合
- (3) その他これらに準じる場合

(専決の報告)

第5条 会長は、第3条第1号の規定により専決した事案について、直近の総会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年6月11日から施行する。